

電波のルール 必ず守りましょう

電波利用環境保護周知啓発強化期間
6月1日～10日

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



【技適マーク】

- 総務省東海総合通信局
◆不法無線局の相談
☎ 052-971-9107
◆テレビ等の受信障害の相談
☎ 052-971-9648

母子健康手帳発行日

6月の発行日

2日(水)、9日(水)
16日(水)、23日(水)
30日(水)

＊電話にてご予約ください。

- 子育て世代包括支援センター
(保健センター内) ☎ 64-3775

児童手当・特例給付 現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

＊提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

対象者

15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童(中学校卒業まで)を養育している方

＊対象者の方には、書類を送付します。

届出期間

6月1日(火)～6月30日(水)
(郵送で提出する場合は、必要事項を記入のうえ、送付してください。)

〒503-0198

安八町氷取161番地

安八町役場福祉課 児童手当担当宛

福祉課 ☎ 64-7104

6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

～外国人雇用はルールを守って適正に～
外国人(特別永住者等を除く。)の雇入れ及び離職の際、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

岐阜労働局職業対策課
☎ 058-245-1314

福祉ふれあいBOX

福祉ふれあいBOXとは、緊急時に必要な情報を記載した用紙等を入れて、冷蔵庫内で保管する所定の容器です。万一の救急時や災害時に備え、救急隊員等に自分の意思が上手に伝えられない場合でも、既往歴や服薬情報が提供できます。

対象者

福祉ふれあいカードに登録している人

福祉ふれあいカード対象者

- ①身体障害者手帳2級以上
- ②療育手帳B1以上
- ③要介護度3以上
- ④单身・高齢者夫婦世帯
- ⑤その他特別な医療行為が必要

な人
(透析・在宅酸素・人工呼吸器等)
上記①～⑤の該当者で施設入所をしている人は含みません。

＊福祉ふれあいカード登録者へは6月中に案内をします。

値段

1セット400円

物品

所定の容器、標章(マグネット・ステッカー)



福祉課 ☎ 64-7104